資料２

【令和６年度第３回宮城県農村振興施策検討委員会】

中山間地域等直接支払交付金について

１　令和６年度の実績について（見込み）　【Ｐ１】

２　令和７年度の計画について　【Ｐ３】

３　制度改正の概要について　【Ｐ４】

４　第６期対策に向けた交付金の現状と課題について　【Ｐ５】

棚田カード（丸森町大張沢尻）

宮城県農政部農山漁村なりわい課

１　令和６年度の実績について（見込み）

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な中山間地域における農業生産活動を継続し、農用地の有する多面的機能を維持・発揮するための制度であり、令和６年度の実績（見込み）は以下のとおり。

（１）取組面積等

R7.２時点

	R5実績	R6実績見込	増減	対前年度比率
市町村数	13	13	0	100%
協定数	216	216	0	100%
取組面積(ha)	2,234	2,242	8	100%

○主な増減の理由
・既存協定の面積増（白石市＋５ha、丸森町＋４ha、気仙沼市＋２ha）
・既存協定の面積減（角田市▲３ha）
市町村別の実績については表１のとおり

（２）交付額

（単位:千円）

	R5実績	R6実績見込	増減	対前年度比率
交付額(総額)	[338,783] 336,126	[341,576] 339,528	[2,793] 3,402	[100.8%] 101.0%
国費	[163,696] 162,429	[165,011] 164,019	[1,315] 1,590	[100.8%] 101.0%
県費	[87,543] 86,848	[88,283] 87,754	[740] 906	[100.8%] 101.0%
市町村費	[87,544] 86,849	[88,283] 87,755	[739] 906	[100.8%] 101.0%

表中上段[　　]内は要望額
・通常地域：「特定農山村法」、「山村振興法」、「過疎法」、「離島振興法」の指定地域
　負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4
・県特認地域：通常地域以外で４法指定地域に地理的に接する農用地など
　負担割合：国1/3、県1/3、市町村1/3

○主な増減理由
・面積増、棚田地域振興活動加算の新規取組（栗原市）による増

（３）活動実績

①担当者会議、支援研修会等の実施
ⅰ）市町村担当者会議
・令和６年６月７日
・市町村担当者及び県地方振興事務所担当者を対象に、事業説明や注意事項等について説明。
・参加者：２９名
ⅱ）協定活動支援研修会
・令和７年２月３日、４日
・基調講演、情報提供等の研修会を対面・Ｗｅｂ併用形式により開催。
・参加者：約２００名

②指導及び支援体制の強化
ⅰ）抽出検査（令和６年９月～令和７年３月実施）
・実施要領の運用に基づき、各協定組織で適切な活動が行われているか検査するもの。対策期間中に全協定を検査するものとする。市町村からの要請に応じて、県地方振興事務所も同席して指導支援。

（表１）中山間地域等直接支払交付金　市町村別交付額一覧表

市町村名	R5実績			R6実績見込			増減		
	交付面積(ha)	交付額(千円)	協定数	交付面積(ha)	交付額(千円)	協定数	交付面積(ha)	交付額(千円)	協定数
白石市	134	25,332	8	139	26,570	8	5	1,238	0
角田市	45	9,444	4	42	8,879	4	▲ 3	▲ 565	0
七ヶ宿町	169	15,473	5	169	15,458	5	0	▲ 15	0
川崎町	62	4,959	3	62	4,982	3	0	23	0
丸森町	550	73,705	27	554	74,284	27	4	579	0
仙台市	187	18,338	11	187	18,811	11	0	473	0
大和町	44	7,322	2	44	7,322	2	0	0	0
大崎市	90	14,652	12	90	14,652	12	0	0	0
加美町	47	7,486	8	47	7,486	8	0	0	0
栗原市	519	109,888	68	519	111,323	68	0	1,435	0
登米市	12	2,991	1	12	2,991	1	0	0	0
気仙沼市	286	38,058	53	288	38,292	53	2	234	0
南三陸町	90	8,478	14	90	8,478	14	0	0	0
合計	2,234	336,126	216	2,242	339,528	216	8	3,402	0

※四捨五入のため内訳と合計の不一致あり

（表２）第１期対策から第５期対策までの実績

	協定数	取組市町数	交付面積(ha)	総事業費(千円)
1期対策(H12-H16)	328	21	2,613	387,296
2期対策(H17-H21)	253	14	2,182	287,527
3期対策(H22-H26)	232	13	2,100	294,958
4期対策(H27-R1)	234	13	2,314	344,720
5期対策(R2-R6) R6実績見込	216	13	2,242	339,528

２　令和７年度計画について

（１）取組み面積等

組織数	取組面積（ha）	交付額（百万円）
（２１６） 調査中	（２，２４２） 調査中	（３４２） 調査中

※上段（　　）は、令和６年度要望額。
　下段の令和７年度要望は、市町村要望調査（R7.2 月時点）に基づく

○主な変更内容
　新規集落協定の追加（岩沼市）ほか

○取組市町村：14 市町
大河原管内：白石市、角田市、七ヶ宿町、川崎町、丸森町
仙台管内：仙台市、岩沼市（R7 新規）、大和町
大崎管内：大崎市、加美町
栗原管内：栗原市
登米管内：登米市
気仙沼管内：気仙沼市、南三陸町

（２）令和７年度事業計画について

①担当者会議、支援研修会等の実施
　ⅰ）活動組織支援研修会の開催
　　→　令和６年度に引き続き、協定役員の多くが参加でき、より制度の理解向上と継続意欲の醸成を図るため、協定組織に対する研修会を開催する。
　ⅱ）市町村担当者会議の開催
　　→　国からの制度改正点等の伝達及び適正な事務処理について説明。

②指導及び支援体制の強化
　ⅰ）抽出検査
　・実施要領の運用に基づき、各協定組織で適切な活動が行われているか検査するもの。対策期間中に全協定を検査するものとする。市町村からの要請に応じて、県地方振興事務所も同席して指導支援。

③事業の評価と推進課題の検討
　ⅰ）宮城県農村振興施策検討委員会の開催

④実施状況の公表
　ⅰ）「令和６年度中山間地域等直接支払制度の実施状況」として、交付金の交付状況、活動の実施状況等について、県政情報センター及び県ホームページにより、公表予定。

日本型直接支払のうち

中山間地域等直接支払交付金

【令和７年度予算概算決定額　28,460（26,100）百万円】

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援**します。

＜事業目標＞

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止［令和７年度から令和11年度まで］

＜事業の内容＞

１．中山間地域等直接支払交付金　　27,560（25,800）百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、**農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結**し、それにしたがって**農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付**します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価（円/10a）
田	急傾斜（1/20~）	21,000
	緩傾斜（1/100~）	8,000
畑	急傾斜（15度~）	11,500
	緩傾斜（８度~）	3,500

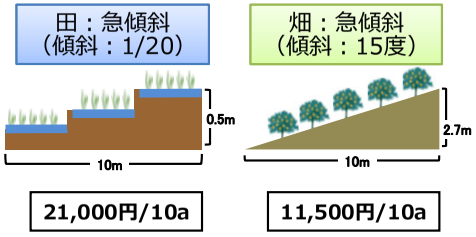

「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の８割（基礎単価）、これに加えて「ネットワーク化活動計画※１の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

※１　複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

２．中山間地域等直接支払推進交付金　　900（300）百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

＜事業の流れ＞

※下線部は拡充内容

＜事業イメージ＞

【対象地域】中山間地域等
（地域振興８法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対 象 者】集落協定又は個別協定に基づき５年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）

② 農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	10,000円（田・畑）
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	14,000円（田・畑）
超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円（田・畑）
ネットワーク化加算　【上限額：100万円/年】 ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援※２	10,000円(最大※３)（地目にかかわらず）
スマート農業加算　【上限額：200万円/年】 スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	5,000円（地目にかかわらず）

※２　第５期対策（R2~R6）で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

※３　協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動
（~５ha部分）10,000円／10a、（５ha~10ha部分）4,000円／10a、（10~40ha部分）1,000円／10a

（注）本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

［お問い合わせ先］農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

４　第６期対策に向けた交付金の現状と課題について

（１）全国的な課題・方向性

・ 集落協定の構成員の高齢化が進み共同活動の体制が脆弱化してきている。
・ 廃止協定の９割は 10ha 未満の小規模協定であり、廃止の主な理由は高齢化等による人材不足によるもの。
・ 協定廃止となれば農地の荒廃化が進行するおそれがあるため、将来に向けて共同活動が継続できる体制づくりが必要。
→第６期対策では協定の統合（広域化）に加え、ネットワーク化や、多様な組織等の参画を促進する制度改変がされる見込み。

（２）本県の現状と課題（R6.7 交付金実施 13 市町へのヒアリングから）

・ 構成員の高齢化により、「継続は困難」「あと 5 年間継続できる自信がない」と考える協定が数組織。
・ 次期対策は継続予定でも、構成員の減少等により維持管理が追い付かない農用地は対象から外さざるを得ず規模縮小傾向の協定や、第７期対策(R12～)は難しいだろうと考える協定も多い。
・ 協定の広域化（統合）については、距離が離れていて物理的に困難であったり、距離が近くても運営方針の違い等から、実現することは少ない。
・ 構成員が多い協定においても、共同活動に参加するのはいつも固定の数人であったり、事務を行うのが１人だけだったりと負担が一部に偏っているケースも散見される。
・ 農村 RMO については、地域からの要望がない、中心となる人がいない状況にあり、取り組みを検討する集落はほぼない。

（３）本県の第６期対策の方針

・ 中山間地域において統合等を実践するのは困難であるが、研修会の開催や関係機関の支援等により、可能なところから体制づくりの強化を促す。
・ 耕作者の意向や地域の状況などについて関係市町とも情報共有を図り、協定が負担にならないような支援を行っていく。

※参考　継続に向けた支援【農村型地域運営組織（農村 RMO）に関する理解醸成促進業務】

・ 集落協定等の農地保全に取り組む組織などを対象として、農村 RMO についての理解の醸成を図ることを目的とし、農村 RMO の形成に興味を示した協定のあった仙南地域において実施。
・ 内容

① 農村 RMO の概要や農村 RMO の考え方を取り入れた地域づくりなどについての研修会（1 月 27 日開催　30 人参加）
② 上記研修会に参加した協定のうち、特に農村 RMO の形成に高い関心を持つ１組織以上を対象とした、農村 RMO について更なる理解の醸成を図り、取組への意欲向上につながる支援（２月実施予定）